



特定社会保険労務士

ヒライ先生のQ&A

(PROFILE) 平井繁利(ひらい しげとし)

1952年11月3日岐阜県生まれ岐阜市在住、同志社大学大学院社会学研究科博士課程修了。社会保険労務士と労働安全コンサルタントの国家資格を持つ全国でも数少ない労働コンサルタントとして活動。特に賃金・人事評価・目標管理制度については、独自の理論を構築。企業体質にあったオリジナルな制度づくりには定評がある。政策研究者として、企業政策では人事・労務政策を研究領域としている。最近では、個別労働紛争の増加に伴い労働判例や労働契約法まで研究領域を広げている。

(現在) 岐阜商工会議所労務顧問、ヒライ労働コンサルタント代表、関西国際産業関係研究所、日本労務学会所属

医療法人Y事件(固定・定額残業制)

その1

先月号掲載した厚生労働省の通達(基監発0731第1号)「時間外労働等に対する割増賃金の適切な支払いのための留意事項」について、取り上げられた医療法人Y事件(最高裁第二小法廷 平29・7・7)について判例紹介します。

事件の概要(0731通達より抜粋)

- (1) 本件は、医師である上告人(労働者)が、被上告人(使用者)に対して時間外労働及び深夜労働に対する割増賃金等の未払分の支払いを求めた事案である。
- (2) 被上告人と上告人の間には、時間外労働等に対する割増賃金を年俸の中に含める旨の合意(以下「本件合意」という。)があったことから、上告人が未払いを主張する時間外労働等の割増賃金は全て支払い済みである旨主張した。
- (3) しかしながら、本件合意においては、上告人に対して支払われる年俸のうち、時間外労働等の割増賃金に当たる部分が明らかにされていない。
- (4) 最高裁は、割増賃金を基本給や諸手当にあらかじめ含める方法で支払うことについて、労働契約における基本給等の定めにつき、通常の労働時間の賃金に当たる部分と割増賃金に当たる部分とを判別することができる必要があるとした。累次の判例を引用し、本件については、上告人に支払われた年俸のうち時間外労働等に対する割増賃金として支払われた金額を確定することすらできず、通常の労働時間の賃金に当たる部分と割増賃金に当たる部分とを判別することはできないことから、被上告人の上告人に対する年俸の支払いにより、上告人の時間外労働及び深夜労働に対する割増賃金が支払われたという事実はできないと判示し、原審に差し戻した。

本件下級審の判断

- (1) 第一審(横浜地裁)は、時間外労働が月60時間を超えた場合の割増賃金および深夜労働に対する割増賃金については、年俸に含めて支払われたという事実はできず、上告人に支払われた時間外手当は時間外労働を理由とする割増しがされていないこと等により不足しているとして、被上告人に対し、割増賃金56万3380円及びこれに対する遅延損害金の支払いを命じた。
 - (2) 原審(東京高裁)は、上記事実関係の下において、要旨次の通り判断して、上告人の割増賃金および付加金に関する請求をいずれも棄却すべきものとした。
「本件合意は、上告人の医師としての業務の特質に照らして合理性があり、上告人が労務の提供について自らの裁量で律することができたことや上告人の給与額が相当高額であったこと等からも、労働者としての保護に欠けるおそれはなく、上告人の月額給与のうち割増賃金に当たる部分を判別することができないからといって不都合はない。したがって、本件時間外規程に基づき実際に支払われたもの以外の割増賃金は、上告人の月額給与及び当直手当に含めて支払われたものということができる。」とした。
- さて、最高裁はこの原審(東京高裁)の判断を何故是認できないとしたのでしょうか。次号では、その理由をみてみます。

〈つづく〉